

# 八頭町 下水道事業經營戰略

公共下水道事業  
特定環境保全公共下水道事業  
小規模集合排水処理事業  
農業集落排水事業  
個別排水処理事業

平成 29 年 3 月

## 目 次

はじめに 経営戦略策定の趣旨と位置づけ.....	4
<u>公共下水道事業</u>	
第1章 八頭町公共下水道事業の現状と課題.....	6
(1) 事業の現況.....	6
(2) 民間活力の活用.....	8
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析.....	9
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化.....	9
第2章 経営の基本方針.....	10
第3章 投資・財政計画（収支計画）.....	11
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり.....	11
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	11
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	13
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	15
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	16
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	17
<u>特定環境保全公共下水道事業</u>	
第1章 八頭町特定環境保全公共下水道事業の現状と課題.....	20
(1) 事業の現況.....	20
(2) 民間活力の活用.....	22
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析.....	23
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化.....	23
第2章 経営の基本方針.....	24
第3章 投資・財政計画（収支計画）.....	25
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり.....	25
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	25
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	27
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	29
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	30
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	31

## 小規模集合排水処理事業

第1章 八頭町小規模集合排水処理事業の現状と課題.....	34
(1) 事業の現況.....	34
(2) 民間活力の活用.....	36
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析.....	37
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化.....	37
第2章 経営の基本方針.....	38
第3章 投資・財政計画（収支計画）.....	39
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり.....	39
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	39
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	40
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	42
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	43
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	44

## 農業集落排水事業

第1章 八頭町農業集落排水事業の現状と課題.....	47
(1) 事業の現況.....	47
(2) 民間活力の活用.....	49
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析.....	50
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化.....	50
第2章 経営の基本方針.....	51
第3章 投資・財政計画（収支計画）.....	52
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり.....	52
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	52
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	53
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	55
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	56
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	57

## 個別排水処理事業

第1章 八頭町個別排水処理事業の現状と課題.....	60
(1) 事業の現況 .....	60
(2) 民間活力の活用.....	62
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析 .....	63
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化 .....	63
第2章 経営の基本方針.....	64
第3章 投資・財政計画（収支計画） .....	65
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり .....	65
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	65
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	66
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	68
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	69
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	70

---

## はじめに 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

---

八頭町の下水道環境は、住民の快適で安心して過ごせる生活環境の提供とともに、公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、小規模集合排水処理事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業により整備を行っています。

下水道事業を初めとする公営企業は、地方財政法で料金収入等をもって経営を行う独立採算の原則が定められています。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした中で、平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することとなりました。

住民に良質な下水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町下水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

---

## 第 1 章 八頭町公共下水道事業の現状と課題

---

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 7 年度 供用開始 (供用開始後 21 年経過)
法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用企業
処理区内人口密度	31.2 人 / ha
流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1 地区 郡家処理区
処 理 場 数	1 箇所 郡家浄化センター
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況	実施していません。

本町の下水道整備計画において、郡家処理区では、公共下水道事業により、平成 3 年 3 月に当初事業認可を取得し鋭意下水道整備に努め、平成 7 年 4 月より供用を開始しています。平成 27 年度末時点で、管路延長約 40km、処理場 1 箇所(郡家城下センター)、計画区域内 182 ha の整備が完了しています。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金（世帯割）</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">加算料金（1人あたり）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,300円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">440円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料	2,300円		440円							
基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料												
2,300円		440円														
<p>一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の一般家庭以外の使用料は、従量制（7 m<sup>3</sup>基本水量あり）の累進使用料です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>超過水量 23m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 43m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 130円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 73m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 140円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 74m<sup>3</sup>以上</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	金額	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円	超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円
区分	使用料	金額														
基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円														
超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円														
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円														
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円														
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円														
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>なし</p>															
<p>条例上の使用料 (世帯人数3人で算出)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,620 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,620 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,460 円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,620 円	平成26年度	3,620 円	平成25年度	3,460 円									
平成27年度	3,620 円															
平成26年度	3,620 円															
平成25年度	3,460 円															
<p>実質的な使用料 (20 m<sup>3</sup>あたり)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,724 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,658 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,523 円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,724 円	平成26年度	3,658 円	平成25年度	3,523 円									
平成27年度	3,724 円															
平成26年度	3,658 円															
平成25年度	3,523 円															

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

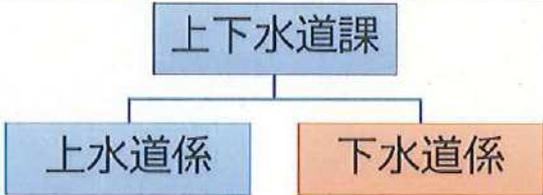
下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の一般家庭用使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となり、一般家庭以外の使用料は従量制（7 m<sup>3</sup>基本使用水量あり）の累進使用料を採用しています。

### 〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、下水道事業の実体として、平成 26 年度公営企業決算に基づく下水道事業の経営状況をみると、使用料単価を汚水処理原価で除した経費回収率は 61.5%と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

### ③ 組 織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、上下水道課下水道係の職員 2 名が公共下水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]; A --&gt; C[下水道係];</pre>

## (2) 民間活力の活用

### ① 民間活用の状況

#### ■ 民間委託

水質・汚泥検査業務、施設等管理運營業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。

#### ■ 指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

### ② 資産活用の状況

#### ■ エネルギー利用

採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

#### ■ 土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用に要する投資に見合う収益が確保できるか不明であり、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上る可能性があることから現在行っていません。

### (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 27 年度に策定・公表した、平成 26 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

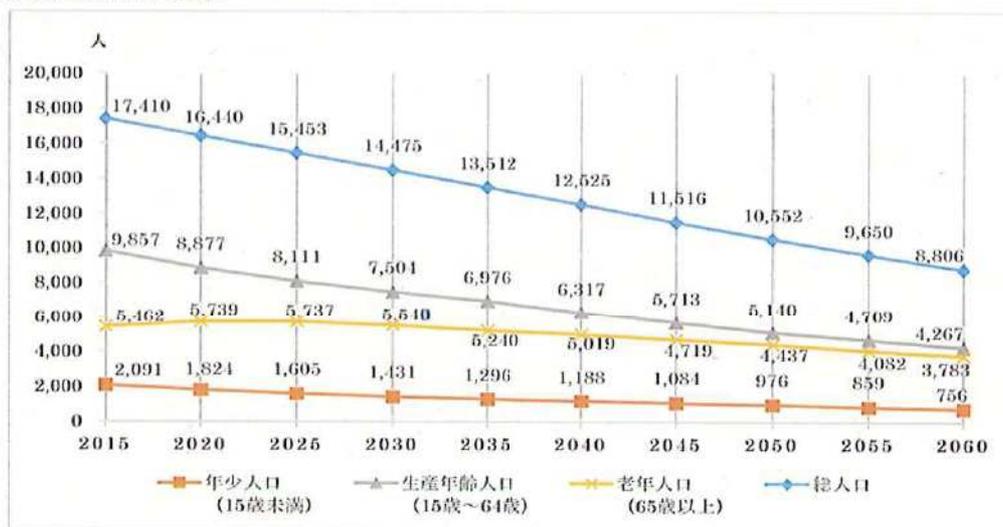
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

#### ①人口減少

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2060 年(平成 72 年)の総人口は約 8,700 万人にまで減少するとされています。

本町の人口は 1985 年(昭和 60 年)の 21,560 人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2016 年(平成 28 年)12 月 1 日時点の本町の人口は 17,689 人となり、今後も減少率は 7%前後で推移するものと予想され、2060 年(平成 72 年)には 8,806 人にまで減少するとされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

#### 八頭町の将来人口推移



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)

## ②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約 40km となっています。汚水管は平成 2 年度から整備されており、最も古い汚水管は平成 28 年度末で整備から 26 年経過しています。

下水道終末処理場である郡家浄化センターは生活環境の改善や水質の保全を図るうえで、不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成 7 年度ですので、平成 28 年度末で整備から 21 年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新時期を迎えています。

## ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画（公共下水道事業）を示します。

---

## 第 2 章 経営の基本方針

---

### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という 3 つがあります。これら 3 つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明

①収支計画のうち投資計画について

### ■投資の目標に関する事項

『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、処理施設の詳細調査により健全度評価を行い、事故発生や機能停止を未然に防止すると共に、施設・設備の健全度を保つ適正な改築・更新を前提とした、ライフサイクルコストを最小化する長寿命化計画（年度別事業実施計画）を平成25年度に策定しました。

### ■管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

供用開始から21年が経過した、公共下水道事業、郡家処理区の終末処理場である郡家浄化センターでは一部の機器に故障・劣化が見られ、改築・更新の時期にあります。これまでも定期的な点検や修繕を実施してきましたが、長寿命化対策の実施によりコスト削減効果が見込まれるため、長寿命化計画に基づいた処理施設の改築・更新を行います。以下に、処理施設の長寿命化計画を示します。

年次計画及び年割額（百万円）									
改築内容		平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実施）	平成29年度 （計画）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）	合計
処理施設	郡家浄化センター	21.2	27.0	38.0	226.9	0.0	73.6	110.3	497
	丹比中央浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	32.4	0.0	0.0	32.4
	設計	11.0	2.8	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.8
計		32.2	29.8	50	226.9	32.4	73.6	110.3	555.2

※特定環境下水道 丹比浄化センター含む

■マンホールふたに関する事項

公共下水道事業により整備を行っている郡家処理区には、マンホールふたが約 1600 箇所あります。郡家処理区は交通量が多い区域であり初期の計画で設置したふたが多く、15 年～25 年が経過しており、ガタツキによる騒音やふたの裏で錆が見られる等、劣化が進行していることから早急な対応が必要となっています。マンホールふたの更新に関して長寿命化計画を策定していますので、以下に示します。

年次計画及び年割額（百万円）							
改築内容		平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実施）	平成29年度 （計画）	平成30年度 （計画）	合計
マンホールふた	布設替え工法	15.2	10.8	16.2	0	0	42.2
計		15.2	10.8	16.2	0	0	42.2

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

八頭町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）について、随時改訂していきます。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

公共下水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては消費増税に伴う改定を含み、4～5 年おきに使用料の改定を検討しています。

■企業債に関する事項

建設改良費の概ね 2 分の 1 程度の起債を計画していますが、国庫補助金など可能な限り有利な財源の確保に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■職員給与費に関する事項

職員数の変更は、現実的に困難なため変更せず、計画期間中は現行の体制で事業運営を行っていきます。職員給与費については、過去の決算数値をもとに算出しました。

■動力費に関する事項

過去 5 年間の動力費の伸び率平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去 5 年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■委託費に関する事項

過去 5 年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■その他

平成 31 年 10 月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しています。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区（農業集落排水処理区等）との、コスト縮減につながる統合についての投資計画を今後検討していきます。

■投資の平準化に関する事項

処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。処理場・管路の更新についてはストックマネジメント計画を策定し、平成 32 年度以降の更新計画を今後検討していきます。

■雨水対策事業の実施に関する事項

郡家処理区では近年宅地化が進み、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生しています。これに対応するため、雨水対策事業の早急な実施が必要となっています。次年度以降に基本計画策定を進め、対策事業実施に向けて検討していきます。

#### ②今後の財源についての考え方・検討状況

##### ■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、定期的な料金改定を検討する必要があります。

##### ■資産活用による収入増加の取組について

本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。

#### ③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFI などは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

##### ■職員給与費に関する事項

計画期間中の人員の増減なく算出しましたが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。

##### ■動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減について検討していきます。

##### ■修繕費に関する事項

長寿命化計画に基づく改築・更新を実施し、長期的な視点でコスト削減に励むと伴い、財源の確保に努めます。

##### ■委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

##### ■その他の取組

収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取組みます。

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

### ■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

#### ◇資産評価（～平成30年度）

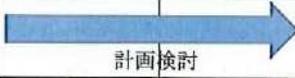
公共下水道事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

#### ◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

#### ◇料金体系の見直し（検討）（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを検討する予定とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し（検討）					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。

# 経営比較分析表

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
18,197	206.71	88.03
処理区域外人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
5,678	1.82	3,119.78

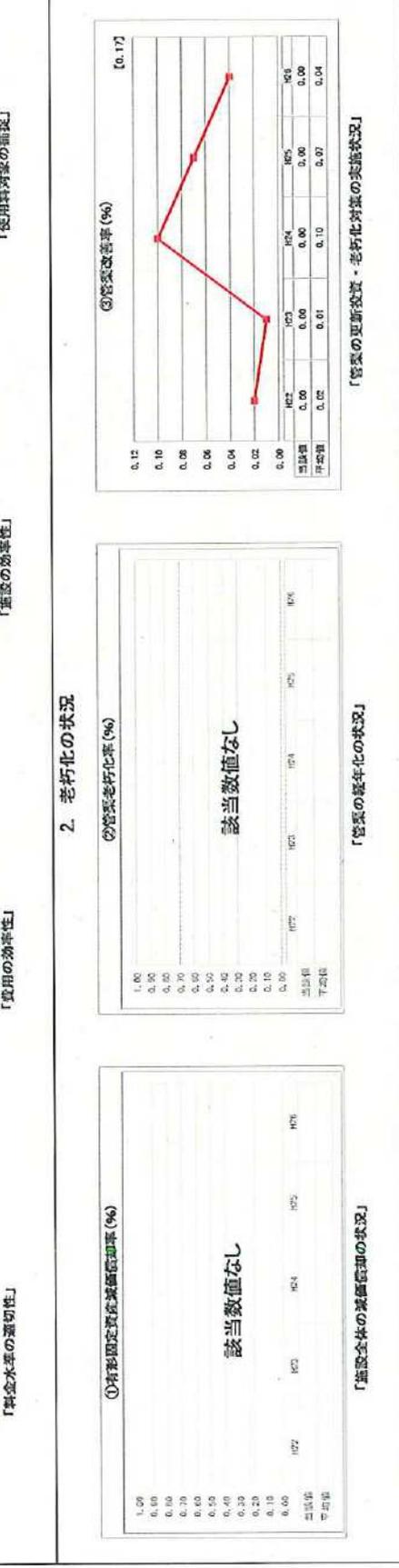
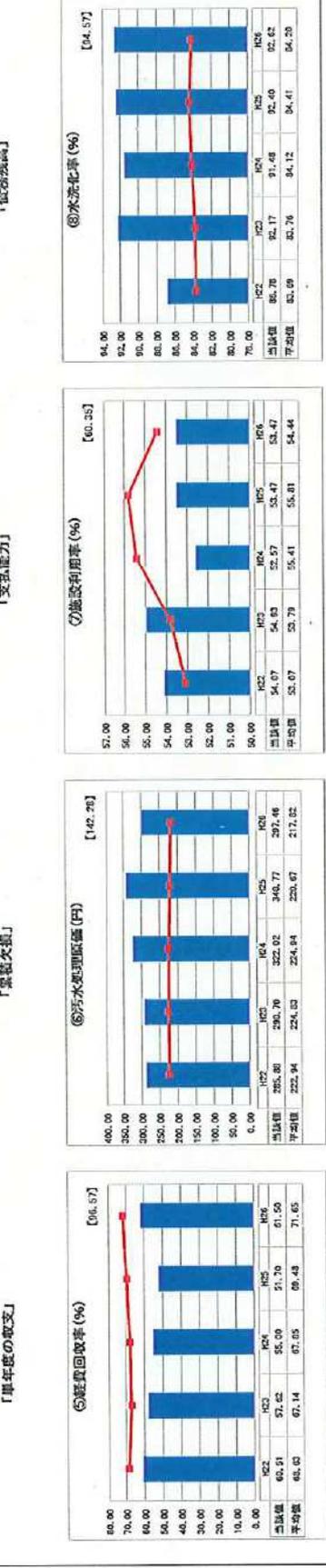
事業名	業種名	事業区分
公営下水道	下水道事業	Cc-2
1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	普及率 (%)	有収率 (%)
3,620	31.4	90.00
1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	普及率 (%)	有収率 (%)
3,620	31.4	90.00

事業名	業種名	事業区分
公営下水道	下水道事業	Cc-2
1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	普及率 (%)	有収率 (%)
3,620	31.4	90.00

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
18,197	206.71	88.03
処理区域外人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
5,678	1.82	3,119.78

事業名	業種名	事業区分
公営下水道	下水道事業	Cc-2
1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	普及率 (%)	有収率 (%)
3,620	31.4	90.00

## 1. 経営の健全性・効率性



### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、大規模修繕及び長寿命化計画実施業務などの特殊支出の増大等により、収益的収支比率が減少傾向にある。一方で、自己資本構成比率は、自己資本の増加により、自己資本構成比率が向上傾向にある。流動比率は、流動資産と流動負債の増減により、流動比率が減少傾向にある。企業債償還対事業規模比率は、企業債の償還ペースを下げ、償還ペースを調整していることにより、償還ペースが減少傾向にある。また、地方債元金償還ペースも減少傾向にある。また、地方債元金償還ペースも減少傾向にある。また、地方債元金償還ペースも減少傾向にある。

### 2. 老朽化の状況について

管渠については、事業開始以後、耐用年数に達し、緊急的に更新する必要性がなかった。しかし、管渠改善率は低い数値を維持している。しかし、大半が耐用年数を経過している。また、電線設備の老朽化が特に目立っており、近年、電線設備の更新に着手している。また、電線設備の更新に着手している。また、電線設備の更新に着手している。また、電線設備の更新に着手している。

※ 適用企業と類似区域区分が同じため、収益的収支比率の類似区域平均等を表示していません。  
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似区域平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債償還対事業規模比率及び管渠改善率は、当時の事業数を基に算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)										前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
		244,669	95,213	95,213	95,213	149,456	149,447	157,787	145,585	144,970	148,032	148,032	156,909	160,505	160,505	163,977	171,654	171,654	160,827	160,827	143,692	143,692	126,087	126,087
収益的収入	1 総収入	244,669	95,213	95,213	95,213	149,456	149,447	157,787	145,585	144,970	148,032	156,909	160,505	160,505	163,977	171,654	171,654	160,827	160,827	143,692	143,692	126,087	126,087	
	(1) 営業収入	254,906	96,861	96,861	96,861	158,045	157,787	157,787	145,585	144,970	148,032	156,909	160,505	160,505	163,977	171,654	171,654	160,827	160,827	143,692	143,692	126,087	126,087	
	ア 料収入	254,906	96,861	96,861	96,861	158,045	157,787	157,787	145,585	144,970	148,032	156,909	160,505	160,505	163,977	171,654	171,654	160,827	160,827	143,692	143,692	126,087	126,087	
	イ 受託工事収入																							
	ウ その他																							
収益的支出	2 総費用	258	134,869	134,869	134,869	138,568	138,568	138,568	139,062	135,788	132,337	128,695	124,048	124,048	119,237	114,117	114,117	109,000	109,000	107,169	107,169	103,524	103,524	
	(1) 営業費用	258	134,869	134,869	134,869	138,568	138,568	138,568	139,062	135,788	132,337	128,695	124,048	124,048	119,237	114,117	114,117	109,000	109,000	107,169	107,169	103,524	103,524	
	ア 職員給与					76,489	77,051	77,051	85,757	85,993	86,236	86,484	86,738	86,738	86,998	87,265	87,265	87,538	87,538	87,817	87,817	88,103	88,103	
	イ その他					14,742	14,742	14,742	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	14,923	
	ア 退職手当					61,747	62,579	62,579	70,894	71,070	71,313	71,561	71,815	71,815	72,075	72,342	72,342	72,615	72,615	72,894	72,894	73,180	73,180	
資本的収入	3 収支差引	106,101	104,923	104,923	104,923	106,101	106,101	106,101	102,899	105,076	111,109	123,150	130,918	130,918	138,728	151,055	151,055	144,877	144,877	129,107	129,107	114,684	114,684	
	(1) 資本的収入	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	33,100	113,450		36,800	55,150	55,150	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	ア 地方債																							
	イ 資本費平準化債																							
	ウ 他会計補助金					51,927	51,927	51,927	61,071	58,017	55,116	52,360	49,742	49,742	47,254	44,891	44,891	42,646	42,646	40,513	40,513	38,487	38,487	
資本的支出	2 資本的支出	203,667	47,401	47,401	47,401	203,667	203,667	203,667	231,348	390,993	167,225	250,110	291,960	291,960	236,982	246,946	246,946	238,523	238,523	220,620	220,620	204,171	204,171	
	(1) 建設費	203,667	47,401	47,401	47,401	203,667	203,667	203,667	231,348	390,993	167,225	250,110	291,960	291,960	236,982	246,946	246,946	238,523	238,523	220,620	220,620	204,171	204,171	
	ア 職員給与																							
	イ 償還金					156,266	156,266	156,266	165,148	164,093	167,225	176,510	181,660	181,660	186,982	196,946	196,946	188,523	188,523	170,620	170,620	154,171	154,171	
	ウ 長期借入金返還金																							
3 収支差引	106,101	104,923	104,923	104,923	106,101	106,101	106,101	102,899	105,076	111,109	123,150	130,918	130,918	138,728	151,055	151,055	144,877	144,877	129,107	129,107	114,684	114,684		

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	7,357	2,926	△ 178	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	39,894	47,252	50,178	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	47,251	50,178	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(N)-(O)	47,251	50,178	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	83	86	80	80	81	83	83	84	85	85	85	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	95,213	96,881	96,376	95,894	95,414	94,936	94,461	93,988	93,518	93,050	92,584	92,121
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	95,213	96,881	96,376	95,894	95,414	94,936	94,461	93,988	93,518	93,050	92,584	92,121
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	2,707,043	2,059,534	1,927,486	1,876,843	1,709,618	1,569,908	1,443,398	1,281,416	1,109,470	945,947	800,327	671,156

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		149,447	157,787	145,585	144,970	148,032	156,909	160,505	163,977	171,654	160,827	143,692	126,087
うち基準内繰入金		142,291	143,315	145,585	144,970	147,742	147,742	147,742	147,742	147,742	147,742	143,692	126,087
うち基準外繰入金		7,156	14,472	290	290	290	9,167	12,763	16,235	23,912	13,085		
資本的収支分		51,927	39,913	61,071	58,017	55,116	52,360	49,742	47,254	44,891	42,646	40,513	38,487
うち基準内繰入金		5,781	5,982	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456	10,456
うち基準外繰入金		46,146	33,931	50,615	47,561	44,660	41,904	39,286	36,798	34,435	32,190	30,057	28,031
合計		201,374	197,700	206,656	202,987	203,148	209,269	210,247	211,231	216,545	203,473	184,205	164,574

○他会計繰入金

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1章 八頭町特定環境保全公共下水道事業の現状と課題

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 供用開始 (供用開始後 19年経過)
法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用企業
処理区内人口密度	28.2人/ha
流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続なし
処理区数	1地区 丹比中央処理区
処理場数	1箇所 丹比中央浄化センター
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施していません。

本町の下水道整備計画において、丹比中央処理区では、特定環境保全公共下水道事業により、平成5年12月に当初事業認可を取得し鋭意下水道整備に努め、平成10年3月より供用を開始しています。平成27年度末時点で、管路延長約21km、処理場1箇所(丹比中央浄化センター)、計画区域55haの整備が完了しています。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金（世帯割）</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">加算料金（1人あたり）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,300円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">440円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料	2,300円		440円							
基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料												
2,300円		440円														
<p>一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の一般家庭以外の使用料は、従量制（7 m<sup>3</sup>基本水量あり）の累進使用料です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>超過水量 23m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 43m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 130円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 73m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 140円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 74m<sup>3</sup>以上</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	金額	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円	超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円
区分	使用料	金額														
基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円														
超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円														
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円														
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円														
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円														
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>なし</p>															
<p>条例上の使用料 （世帯人数3人で算出）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,620円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,620円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,460円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,620円	平成26年度	3,620円	平成25年度	3,460円									
平成27年度	3,620円															
平成26年度	3,620円															
平成25年度	3,460円															
<p>実質的な使用料 （20 m<sup>3</sup>あたり）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,362円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,201円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,106円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,362円	平成26年度	3,201円	平成25年度	3,106円									
平成27年度	3,362円															
平成26年度	3,201円															
平成25年度	3,106円															

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

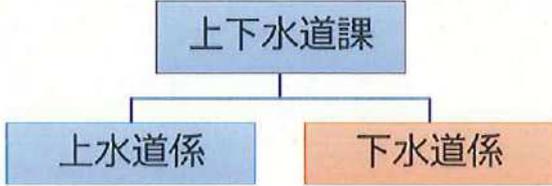
下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の一般家庭用使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となり、一般家庭以外の使用料は従量制（7 m<sup>3</sup>基本使用水量あり）の累進使用料を採用しています。

### 〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、下水道事業の実体として、平成 26 年度公営企業決算に基づく下水道事業の経営状況をみると、使用料単価を汚水処理原価で除した経費回収率は 65.9%と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

### ③ 組織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、上下水道課下水道係の職員 2 名が公共下水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]; A --&gt; C[下水道係];</pre>

## (2) 民間活力の活用

### ① 民間活用の状況

#### ■ 民間委託

水質・汚泥検査業務、施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。

#### ■ 指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

### ② 資産活用の状況

#### ■ エネルギー利用

採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

#### ■ 土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用に要する投資に見合う収益が確保できるか不明であり、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上る可能性があることから現在行っていません。

### (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 27 年度に策定・公表した、平成 26 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

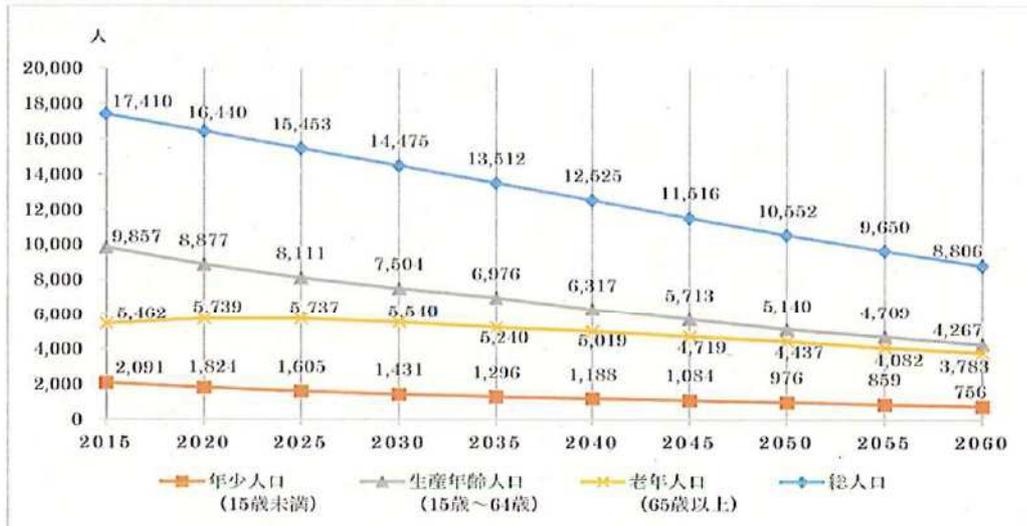
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

#### ①人口減少

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2060 年(平成 72 年)の総人口は約 8,700 万人にまで減少するとされています。

本町の人口は 1985 年(昭和 60 年)の 21,560 人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2016 年(平成 28 年)12 月 1 日時点の本町の人口は 17,689 人となっており、今後も減少率は 7%前後で推移するものと予想され、2060 年(平成 72 年)には 8,806 人にまで減少するとされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

八頭町の将来人口推移



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)

## ②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約 21km となっています。汚水管は平成 5 年度から整備されており、最も古い汚水管は平成 28 年度末で整備から 23 年経過しています。

下水道終末処理場である丹比中央浄化センターは生活環境の改善や水質の保全を図るうえで、不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成 10 年度ですので、平成 28 年度末で整備から 18 年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新時期を迎えています。

## ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画（特定環境保全公共下水道事業）を示します。

---

## 第 2 章 経営の基本方針

---

### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という 3 つがあります。これら 3 つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

①収支計画のうち投資計画について

### ■投資の目標に関する事項

『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、処理施設の詳細調査により健全度評価を行い、事故発生や機能停止を未然に防止すると共に、施設・設備の健全度を保つ適正な改築・更新を前提とした、ライフサイクルコストを最小化する長寿命化計画（年度別事業実施計画）を平成25年度に策定しました。

### ■管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

供用開始から18年が経過した、特定環境保全公共下水道事業、丹比中央処理区の終末処理場である丹比中央浄化センターでは一部の機器に故障・劣化が見られ、改築・更新の時期にあります。これまでも定期的な点検や修繕を実施してきましたが、長寿命化対策の実施によりコスト縮減効果が見込まれるため、長寿命化計画に基づいた処理施設の改築・更新を行います。以下に、処理施設の長寿命化計画を示します。

年次計画及び年割額(百万円)									
改築内容		平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実施)	平成29年度 (計画)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	合計
処理施設	郡家浄化センター	21.2	27.0	38.0	226.9	0.0	73.6	110.3	497
	丹比中央浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	32.4	0.0	0.0	32.4
	設計	11.0	2.8	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.8
計		32.2	29.8	50	226.9	32.4	73.6	110.3	555.2

※公共下水道 郡家浄化センター含む

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

八頭町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）について、随時改訂していきます。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

特定環境保全公共下水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては消費増税に伴う改定を含み、4～5年おきに使用料の改定を検討していきます。

■企業債に関する事項

建設改良費の概ね2分の1程度の起債を計画していますが、国庫補助金など可能な限り有利な財源の確保に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■職員給与費に関する事項

特定環境保全公共下水道事業において、職員給与費の計上はありません。

■動力費に関する事項

過去5年間の動力費の伸び率平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去5年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■委託費に関する事項

過去5年間の委託費の伸び率平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■その他

平成31年10月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しました。

### (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①今後の投資についての考え方・検討状況

##### ■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区（農業集落排水処理区等）との、コスト縮減につながる統合についての投資計画を今後検討します。

##### ■投資の平準化に関する事項

処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。処理場・管路の更新についてはストックマネジメント計画を策定し、平成32年度以降の更新計画を今後検討していきます。

#### ②今後の財源についての考え方・検討状況

##### ■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、定期的な料金改定を検討する必要があります。

##### ■資産活用による収入増加の取組について

本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。

#### ③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFIなど）

包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減について検討します。

■修繕費に関する事項

長寿命化計画に基づく改築・更新を実施し、長期的な視点でコスト削減に励むと共に、財源の確保に努めます。

■委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

■その他の取組

収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組めます。

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

### ■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

#### ◇資産評価（～平成30年度）

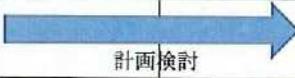
特定環境保全公共下水道事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

#### ◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

#### ◇料金体系の見直し（検討）（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを検討する予定とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し（検討）					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。

# 経営比較分析表

島取県 八咫町	業種名	事業名	類似団体区分	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
業種名	業種名	特定規模公共下水道	D2	18,197	206.71	88.03
法非適用	下水道事業	普及率 (%)	有取率 (%)	東照区域内人口 (人)	東照区域面積 (km <sup>2</sup> )	東照区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	8.78	90.00	1,588	0.55	2,887.27
-	該当数値なし					
		1か月20m <sup>3</sup> 当たり変価割合 (円)				
		3,620				

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性

### ①収益的取支比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	65.15	70.07	71.25	74.00	74.00	62.49

「単年度の取支」

### ②累積欠損比率 (%)

該当数値なし

「累積欠損」

### ③減損比率 (%)

該当数値なし

「支払能力」

### ④企業価値対事業規模比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	2,071.52	1,814.35	1,700.40	1,609.84	1,422.30	1,426.00

「企業価値」

### ⑤経費回収率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	41.17	54.14	56.68	54.95	65.97	61.56

「料金水準の適切性」

### ⑥汚水処理原価 (円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	201.05	200.32	276.21	282.98	262.63	244.29

「費用の効率性」

### ⑦施設利用率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	47.10	48.20	44.10	42.40	47.40	43.58

「施設の効率性」

### ⑧水送化率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	86.30	88.24	87.90	84.80	87.47	82.35

「使用料対象の捕獲」

### ①有形固定資産減価償却率 (%)

該当数値なし

「施設全体の減価償却の状況」

### ②営業老朽化率 (%)

該当数値なし

「営業の経年劣化の状況」

### ③営業改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04

「営業の更新投資・老朽化対策の実施状況」

### ④営業改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	平均値
数値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04

「営業の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 2. 老朽化の状況について

営業については、事業開始以降、耐用年数に達し、緊急的に更新する必要があるものがあつたため、営業改善率は低い数値を維持している。しかし、大半が耐用年数を経過してはいるものの、施設の状態・電気設備の老朽化が特に目立つてきている。水道施設等の更新事業は、今後の財政状況に多大な影響を与えるほどの規模ではないものの、事業の老朽化率をよりながら計画的な更新事業を行う必要がある。

今後、維持管理費の更なる抑制を図るとともに、当然ながら人口減少による資金収入の減少、老朽化施設の更新費用の増大等に対応していくためには、料金見直しの実施を行うことが必要であると考えられる。また、水処理区が有する余剰処理能力を活用し効率的な施設更新を行うべく、近隣地区との統合等の事業運営の見直しについても検討を進めていく必要がある。

営業についてはまだ耐用年数に達していないが、車道のマンホールについては耐用年数が経過し、更新事業が見られるため、更新計画を決定し早期に更新事業を実施していく必要がある。施設の増進・電気設備の更新事業を計画的に行い、施設の老朽化をよりながら施設更新を行っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、取支的取支比率の類似団体平均値を提示していません。  
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数値を基に算出していますが、企業価値対事業規模比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数値を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収入	1 総収入	54,945	42,923	50,981	50,868	50,755	50,643	50,532	50,421	50,311	50,201	50,092	49,983
	(1) 営業収入	22,601	22,644	22,530	22,417	22,304	22,192	22,081	21,970	21,860	21,750	21,641	21,532
	ア 料収入	22,601	22,644	22,530	22,417	22,304	22,192	22,081	21,970	21,860	21,750	21,641	21,532
	イ 受託工事収入												
	ウ その他												
収益的支出	(2) 営業外収入	32,344	20,279	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451
	ア 他会社収入	32,344	20,279	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451
	イ その他												
	2 総費用	33,837	41,816	34,892	34,691	34,469	34,239	34,000	33,752	33,494	33,237	33,014	32,830
	(1) 営業費用	26,143	34,656	28,222	28,498	28,778	29,062	29,351	29,644	29,942	30,245	30,552	30,864
資本的収入	ア 職員給与												
	イ その他												
	ア 退職手当												
	イ その他	26,143	34,656	28,222	28,498	28,778	29,062	29,351	29,644	29,942	30,245	30,552	30,864
	ア 営業外費用	7,694	7,160	6,670	6,193	5,691	5,177	4,649	4,108	3,552	2,992	2,462	1,966
資本的支出	ア 支払利息	7,694	7,160	6,670	6,193	5,691	5,177	4,649	4,108	3,552	2,992	2,462	1,966
	イ その他												
	3 収支差引	21,108	1,107	16,089	16,177	16,286	16,404	16,532	16,669	16,817	16,964	17,078	17,153
	(1) 地方債	11,660	19,827	15,335	10,749	11,155	11,565	11,978	12,395	13,003	12,431	11,531	9,729
	(2) 他会社補助金			5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
資本的収入	(3) 他会社借入金	11,340	19,827	5,335	5,749	6,155	6,565	6,978	7,395	8,003	7,431	6,531	4,729
	(4) 固定資産売却代金			5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	(5) 国(都道府県)補助金			5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	(6) 工事負担金	320											
	(7) その他												
資本的支出	2 資本的支出	32,768	20,934	31,424	26,926	27,441	27,969	28,510	29,064	29,820	29,395	28,609	26,882
	(1) 建設改良費			10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	(2) 地方債償還金			21,424	21,926	22,441	22,969	23,510	24,064	24,820	24,395	23,609	21,882
	(3) 他会社長期借入金返還金												
	(4) 他会社への繰出金												
3 収支差引	21,108	1,107	16,089	16,177	16,286	16,404	16,532	16,669	16,817	16,964	17,078	17,153	

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	82	68	68	91	90	89	89	88	87	86	87	88	91
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	22,601	22,644	22,644	22,530	22,417	22,304	22,192	22,081	21,970	21,860	21,750	21,641	21,532
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額の	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額の	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	22,601	22,644	22,644	22,530	22,417	22,304	22,192	22,081	21,970	21,860	21,750	21,641	21,532
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
他会計借入金残高	(X)	323,714	302,780	302,780	286,356	266,930	246,989	226,520	205,510	183,946	161,626	139,731	118,622	99,240

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		32,344	20,279	20,279	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451
うち基準内繰入金		32,344	20,279	20,279	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451	28,451
うち基準外繰入金														
資本的収支分		11,340	19,827	19,827	5,335	5,749	6,155	6,565	6,978	7,395	8,003	7,431	6,531	4,729
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		11,340	19,827	19,827	5,335	5,749	6,155	6,565	6,978	7,395	8,003	7,431	6,531	4,729
合計		43,684	40,106	40,106	33,786	34,200	34,606	35,016	35,429	35,846	36,454	35,882	34,982	33,180

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 小規模集合排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 第 1 章 八頭町小規模集合排水処理事業の現状と課題

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 15 年度 供用開始 (供用開始後 13 年経過)
法適 (全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用企業
処理区内人口密度	19.0 人 / ha
流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続なし
処理区数	1 地区 竹市処理区
処理場数	1 基 (小型合併浄化槽 45 人槽)
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施していません。

本町の下水道整備計画において、竹市処理区では、小規模集合排水処理事業により、平成 14 年 4 月に当初事業認可を取得し鋭意下水道整備に努め、平成 15 年 4 月より供用を開始しています。平成 27 年度末時点で、管路延長約 1km、処理場 1 箇所 (小規模合併浄化槽)、計画区域 1ha の整備が完了しています。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金（世帯割）</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">加算料金（1人あたり）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,300円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">440円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料	2,300円		440円							
基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料												
2,300円		440円														
<p>一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の一般家庭以外の使用料は、従量制（7 m<sup>3</sup>基本水量あり）の累進使用料です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>超過水量 23m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 43m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 130円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 73m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 140円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 74m<sup>3</sup>以上</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	金額	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円	超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円
区分	使用料	金額														
基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円														
超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円														
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円														
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円														
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円														
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>なし</p>															
<p>条例上の使用料 （世帯人数3人で算出）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">3,620 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: right;">3,620 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: right;">3,460 円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,620 円	平成26年度	3,620 円	平成25年度	3,460 円									
平成27年度	3,620 円															
平成26年度	3,620 円															
平成25年度	3,460 円															
<p>実質的な使用料 （20 m<sup>3</sup>あたり）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">3,031 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: right;">2,877 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: right;">2,758 円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,031 円	平成26年度	2,877 円	平成25年度	2,758 円									
平成27年度	3,031 円															
平成26年度	2,877 円															
平成25年度	2,758 円															

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

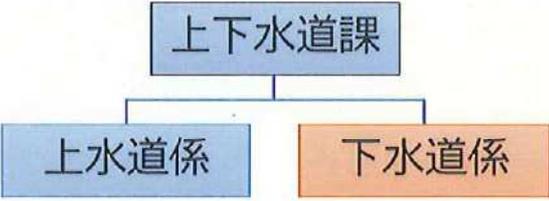
下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の一般家庭用使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となり、一般家庭以外の使用料は従量制（7 m<sup>3</sup>基本使用水量あり）の累進使用料を採用しています。

〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、下水道事業の実体として、平成 26 年度公営企業決算に基づく下水道事業の経営状況をみると、使用料単価を汚水処理原価で除した経費回収率は 19.9%と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

③ 組織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、上下水道課下水道系の職員 2 名が公共下水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]; A --&gt; C[下水道係];</pre>

(2) 民間活力の活用

①民間活用の状況

■民間委託

水質・汚泥検査業務、施設等管理運營業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。

■指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

②資産活用の状況

■エネルギー利用

合併浄化槽（45 人槽）での排水処理のため、下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

## ■土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用は不可能であると判断しており、現在行っていません。

### (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 27 年度に策定・公表した、平成 26 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

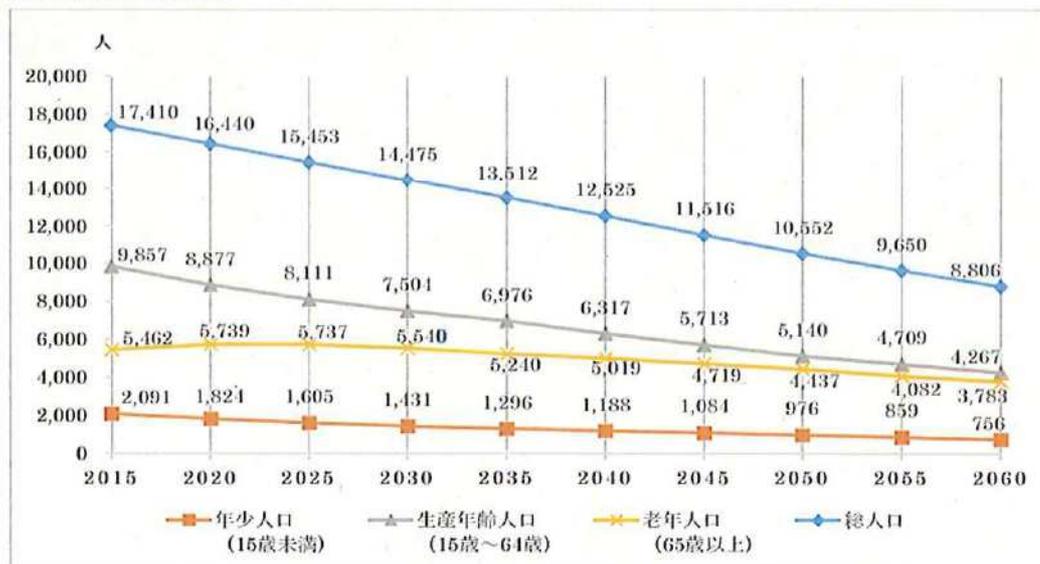
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

#### ①人口減少

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2060 年(平成 72 年)の総人口は約 8,700 万人にまで減少するとされています。

本町の人口は 1985 年(昭和 60 年)の 21,560 人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2016 年(平成 28 年)12 月 1 日時点の本町の人口は 17,689 人となり、今後も減少率は 7%前後で推移するものと予想され、2060 年(平成 72 年)には 8,806 人にまで減少するとされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

#### 八頭町の将来人口推移



(資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)

## ②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約 1km となっています。汚水管は平成 14 年度から整備されており、最も古い汚水管は平成 28 年度末で整備から 14 年経過しています。

下水道終末処理施設である合併浄化槽は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで、不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成 15 年度ですので、平成 28 年度末で整備から 13 年経過しています。比較的新しい施設だが、近い将来には機器の故障や劣化による改修が見込まれます。

## ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画（小規模集合排水処理事業）を示します。

---

## 第 2 章 経営の基本方針

---

### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という 3 つがあります。これら 3 つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

---

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

---

### (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

#### (2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

##### ①収支計画のうち投資計画について

###### ■投資の目標に関する事項

直近10年間での投資・改築計画は予定していません。

###### ■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

###### ■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFIの検討はしていません。

###### ■防災・安全対策に関する事項

八頭町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）について、随時改訂していきます。

##### ②収支計画のうち財源について

###### ■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

###### ■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

小規模集合排水処理事業の整備は完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては消費増税に伴う改定を含み、4～5年おきに使用料の改定を検討していきます。

##### ③収支計画のうち投資以外の経費について

###### ■動力費に関する事項

過去5年間の動力費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去5年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■委託費に関する事項

過去5年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■その他

平成31年10月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しました。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区（農業集落排水処理区等）への、コスト縮減につながる統合についての投資計画を今後検討します。

■投資の平準化に関する事項

合併浄化槽の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が将来的に必要となります。管路施設の更新コストは処理施設と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。

②今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、定期的な料金改定を検討する必要があります。

■資産活用による収入増加の取組について

本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。

③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFI などは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減について検討します。

■修繕費に関する事項

定期的な点検を行い、適切な修繕を実施します。長期的な視点でコスト削減に励むと伴に、財源の確保に努めます。

■委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

■その他の取組

収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組めます。

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

### ■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

#### ◇資産評価（～平成30年度）

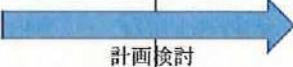
小規模集合排水処理事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

#### ◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

#### ◇料金体系の見直し（検討）（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを検討する予定とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し（検討）					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収入	1 総	1,884	682	787	785	779	777	775	773	771	769		
	(1) 営業収入	241	239	237	235	229	227	225	223	221	219		
収益的支出	2 総	1,643	443	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
	(1) 営業費用	1,643	443	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
資本的収入	3 収支差引	1,318	177	254	261	280	287	294	301	308	315		
	(1) 地方債	973	750	682	683	690	692	694	695	697	700		
資本的支出	2 資本的支出	2,291	927	936	944	970	979	988	996	1,005	1,015		
	(1) 建設	2,291	927	936	944	970	979	988	996	1,005	1,015		
収支差引	(F)-(G)	△ 1,318	△ 177	△ 254	△ 261	△ 280	△ 287	△ 294	△ 301	△ 308	△ 315		

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	66	48	48	54	53	53	53	53	53	53	53	53	52
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	241	239	239	237	235	233	231	229	227	225	223	221	219
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した不足額の資金	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した規程の事業	(V)	241	239	239	237	235	233	231	229	227	225	223	221	219
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方借入金残高	(X)	18,036	17,109	17,109	16,173	15,229	14,276	13,315	12,345	11,366	10,378	9,382	8,377	7,362

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		1,643	443	443	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
うち基準内繰入金		1,643	443	443	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
うち基準外繰入金														
資本的収支分		973	750	750	682	683	686	687	690	692	694	695	697	700
うち基準内繰入金		458	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462
うち基準外繰入金		515	288	288	220	221	224	225	228	230	232	233	235	238
合計		2,616	1,193	1,193	1,232	1,233	1,236	1,237	1,240	1,242	1,244	1,245	1,247	1,250

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 第 1 章 八頭町農業集落排水事業の現状と課題

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 5 年度 供用開始 (供用開始後 23 年経過)
法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用企業
処理区内人口密度	8.4 人 / ha
流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	13 地区 大御門処理区、国中処理区 私都第 1 処理区、私都第 2 処理区 船岡処理区、隼処理区、大伊処理区 日下部処理区、安部中央処理区 八東中央処理区、下徳丸処理区 用呂処理区、日田処理区
処 理 場 数	13 箇所 大御門処理場、国中処理場 私都第 1 処理場、私都第 2 処理場 船岡処理場、隼処理場、大伊処理場 日下部処理場、安部中央処理場 八東中央処理場、下徳丸処理場 用呂処理場、日田処理場
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況	平成 21 年度 最適整備構想策定 (3 処理区) 平成 28 年度 最適整備構想策定中 (11 処理区)

本町の下水道整備計画において、13 処理区において、農業集落排水事業により、昭和 63 年 4 月に当初事業認可を取得し鋭意下水道整備に努め、平成 5 年 4 月より供用を開始しています。平成 27 年度末時点で、管路延長約 144km、処理場 13 箇所、計画区域 1,241ha の整備が完了しています。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金（世帯割）</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">加算料金（1人あたり）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,300円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">440円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料	2,300円		440円							
基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料												
2,300円		440円														
<p>一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の一般家庭以外の使用料は、従量制（7 m<sup>3</sup>基本水量あり）の累進使用料です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>超過水量 23m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 43m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 130円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 73m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 140円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 74m<sup>3</sup>以上</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	金額	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円	超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円
区分	使用料	金額														
基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円														
超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円														
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円														
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円														
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円														
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>なし</p>															
<p>条例上の使用料 （世帯人数3人で算出）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,620円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,620円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,460円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,620円	平成26年度	3,620円	平成25年度	3,460円									
平成27年度	3,620円															
平成26年度	3,620円															
平成25年度	3,460円															
<p>実質的な使用料 （20 m<sup>3</sup>あたり）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,510円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,405円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,258円</td> </tr> </table>	平成27年度	3,510円	平成26年度	3,405円	平成25年度	3,258円									
平成27年度	3,510円															
平成26年度	3,405円															
平成25年度	3,258円															

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

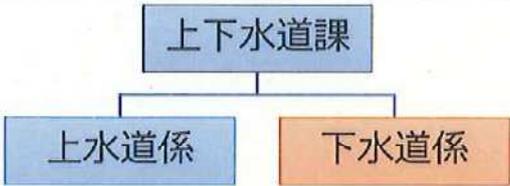
下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の一般家庭用使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となり、一般家庭以外の使用料は従量制（7 m<sup>3</sup>基本使用水量あり）の累進使用料を採用しています。

### 〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、下水道事業の実体として、平成 26 年度公営企業決算に基づく下水道事業の経営状況をみると、使用料単価を汚水処理原価で除した経費回収率は 26.6%と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

### ③ 組織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、上下水道課下水道系の職員 2 名が公共下水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]; A --&gt; C[下水道係];</pre>

## (2) 民間活力の活用

### ① 民間活用の状況

#### ■ 民間委託

水質・汚泥検査業務、施設等管理運營業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。

#### ■ 指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

### ② 資産活用の状況

#### ■ エネルギー利用

採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

#### ■ 土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用に要する投資に見合う収益が確保できるか不明であり、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上る可能性があることから現在行っていません。

### (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 27 年度に策定・公表した、平成 26 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

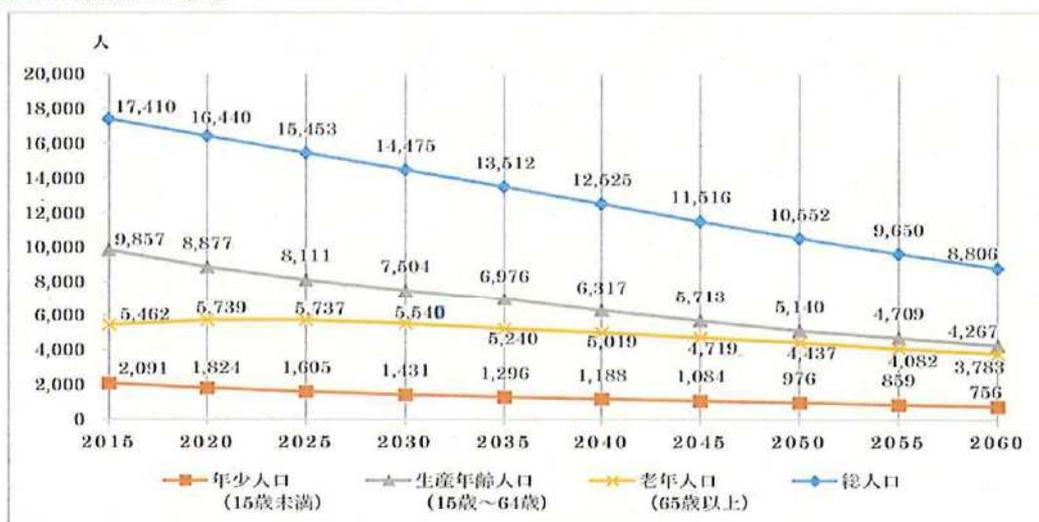
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

#### ①人口減少

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2060 年(平成 72 年)の総人口は約 8,700 万人にまで減少するとされています。

本町の人口は 1985 年(昭和 60 年)の 21,560 人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2016 年(平成 28 年)12 月 1 日時点の本町の人口は 17,689 人となり、今後も減少率は 7%前後で推移するものと予想され、2060 年(平成 72 年)には 8,806 人にまで減少するとされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

#### 八頭町の将来人口推移



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)

## ②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約 144km となっています。汚水管は昭和 63 年度から整備されており、最も古い汚水管は平成 28 年度末で整備から 28 年経過しています。

各処理区の下水道終末処理場は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで、不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始はもっとも古い施設で昭和 63 年度ですので、平成 28 年度末で整備から 28 年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新時期を迎えています。

## ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画（農業集落排水事業）を示します。

---

## 第 2 章 経営の基本方針

---

### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という 3 つがあります。これら 3 つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

---

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

---

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

①収支計画のうち投資計画について

■投資の目標に関する事項

『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、処理施設及び管路の機能診断調査により健全度評価を行い、事故発生や機能停止を未然に防止すると共に、施設・設備の健全度を保つ適正な改築・更新を前提とした、ライフサイクルコストを最小化する農業集落排水施設最適整備構想を平成28年度中にすべての処理区で策定することとしています。

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。（平成28年度策定の農業集落排水施設最適整備構想については未反映）

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFIの検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

八頭町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）について、随時改訂していきます。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

農業集落排水事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては消費増税に伴う改定を含み、4～5年おきに使用料の改定を検討していきます。

#### ■企業債に関する事項

建設改良費の概ね 2 分の 1 程度の起債を計画していますが、国庫補助金など可能な限り有利な財源の確保に努めます。

#### ③収支計画のうち投資以外の経費について

##### ■職員給与費に関する事項

職員数の変更は、現実的に困難なため変更せず、計画期間中は現行の体制で事業運営を行っていきます。職員給与費については、過去の決算数値をもとに算出しました。

##### ■動力費に関する事項

過去 5 年間の動力費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

##### ■修繕費に関する事項

過去 5 年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

##### ■委託費に関する事項

過去 5 年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

##### ■その他

平成 31 年 10 月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しました。

#### (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

##### ①今後の投資についての考え方・検討状況

##### ■投資の目標に関する事項

平成 28 年度末に、八頭町農業集落排水施設最適整備構想を策定します。今後は本構想を基本として、施設の改築・整備・更新を実施していく予定とします。

##### ■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区（公共下水道事業処理区等含む）との、コスト縮減につながる統合について、統合計画を策定し検討していきます。

##### ■投資の平準化に関する事項

処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、

計画的な更新を行います。処理場・管路の更新については処理区統合を鑑みながら今後検討していきます。

## ②今後の財源についての考え方・検討状況

### ■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、定期的な料金改定を検討する必要があります。

### ■資産活用による収入増加の取組について

本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。

## ③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

### ■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFI などは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

### ■職員給与費に関する事項

計画期間中の人員の増減なく算出しましたが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。

### ■動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減について検討します。

### ■修繕費に関する事項

最適整備構想に基づく改築・更新を計画的に実施し、長期的な視点でコスト削減に励むと共に、財源の確保に努めます。

### ■委託費に関する事項

搬出汚泥減容化対策の充実を図るとともに、業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

### ■その他の取組

収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組めます。

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

### ■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

#### ◇資産評価（～平成30年度）

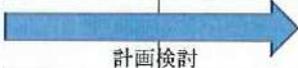
農業集落排水事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

#### ◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

#### ◇料金体系の見直し（検討）（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを検討する予定とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し（検討）					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
1	総収入	324,715	370,145	340,265	355,929	371,302	352,769	348,552	355,222	355,236	343,595	321,156	311,120
(1)	営業収入	144,355	144,904	144,179	143,458	142,740	142,026	141,315	140,608	139,904	139,204	138,507	137,814
	了料収入	144,355	144,904	144,179	143,458	142,740	142,026	141,315	140,608	139,904	139,204	138,507	137,814
	イ受託工事収入												
	ウその他												
(2)	営業外収入	180,360	225,241	196,086	212,471	228,562	210,743	207,237	214,614	215,332	204,391	182,649	173,306
	了他会社収入	180,360	225,241	196,086	211,821	227,912	210,093	206,587	213,964	214,682	203,741	181,999	172,656
	イその他			650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
2	総費用	324,715	315,205	311,099	304,671	298,013	291,388	285,238	279,262	273,342	267,596	262,322	257,627
(1)	営業費用	237,935	234,744	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117	237,117
	了職員給与	15,597	16,064	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380	15,380
	了退職手当												
(2)	営業外費用	86,780	80,461	73,982	67,554	60,896	54,271	48,121	42,145	36,225	30,479	25,205	20,510
	了支払利息	86,780	80,461	73,982	67,554	60,896	54,271	48,121	42,145	36,225	30,479	25,205	20,510
	了一時借入金利息												
	イその他												
3	収支差引	0	54,940	29,166	51,258	73,289	61,381	63,314	75,960	81,894	75,999	58,834	53,493
1	資本的収入	373,625	310,502	376,423	310,699	295,714	281,478	267,994	255,106	242,900	231,305	220,289	209,824
(1)	地方債	6,600		28,850	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(2)	他会社資本費												
(3)	他会社補助金	351,655	292,736	315,473	299,699	284,714	270,478	256,994	244,106	231,900	220,305	209,289	198,824
(4)	他会社借入金												
(5)	国(都道府県)補助金	13,000	10,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(6)	工事負担金	1,916	1,466	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(7)	その他	454	5,500	26,100									
2	資本的支出	374,351	373,134	404,013	361,957	369,003	342,859	331,268	331,066	324,794	307,304	279,123	263,317
(1)	建設改良費	34,985	26,569	55,540	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(2)	地方債償還金			348,473	351,957	359,003	332,859	321,268	321,066	314,794	297,304	269,123	253,317
(3)	他会社長期借入金返還金												
(4)	他会社への繰出金												
(5)	その他												
3	収支差引	△ 726	△ 62,632	△ 27,590	△ 51,258	△ 73,289	△ 61,381	△ 63,314	△ 75,960	△ 81,894	△ 75,999	△ 58,834	△ 53,493

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(J)	△ 726	△ 7692	0	1,576	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	36,842	36,116	36,116	28,424	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	36,116	28,424	28,424	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	36,116	28,424	28,424	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	49	56	57	52	54	57	57	57	59	60	61	60	61
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	144,355	144,904	142,740	144,179	143,458	142,740	142,026	141,315	140,608	139,904	139,204	138,507	137,814
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額の	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額の	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規	(V)	144,355	144,904	142,740	144,179	143,458	142,740	142,026	141,315	140,608	139,904	139,204	138,507	137,814
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
他会計借入金残高	(X)	4,528,065	4,181,500	3,861,877	3,514,920	3,160,917	2,833,058	2,516,790	2,200,724	1,890,930	1,598,626	1,334,503	1,086,186	
他会計繰入金														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		180,360	225,241	196,086	211,821	227,912	213,964	210,093	206,587	213,964	214,682	203,741	181,999	172,656
うち基準内繰入金		148,392	209,177	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	178,672	172,656
うち基準外繰入金		31,968	16,064	17,414	33,149	49,240	35,292	31,421	27,915	35,292	36,010	25,069	3,327	
資本的収支分		351,655	292,736	315,473	299,699	284,714	244,106	270,478	256,954	244,106	231,900	220,305	209,289	198,824
うち基準内繰入金		127,610	129,849	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926	125,926
うち基準外繰入金		224,045	162,887	189,547	173,773	158,788	118,180	144,552	131,028	118,180	105,974	94,379	83,363	72,898
合計		532,015	517,977	511,559	511,520	512,626	458,070	480,571	463,541	458,070	446,582	424,046	391,288	371,480

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

---

## 第 1 章 八頭町個別排水処理事業の現状と課題

---

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供 用 開 始 年 度 ( 供 用 開 始 後 年 数 )	平成 15 年度 供用開始 ( 供用開始後 13 年経過 )
法 適 ( 全 部 適 用 ・ 一 部 適 用 ) 非 適 用 の 区 分	法非適用企業
処 理 区 内 人 口 密 度	9.0 人 / ha
流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1 地区
処 理 場 数	9 基 ( 小型合併浄化槽 )
広 域 化 ・ 共 同 化 ・ 最 適 化 実 施 状 況	実施していません。

本町の下水道整備計画において、個別排水処理事業により、平成 7 年 3 月に当初事業認可を取得し鋭意下水道整備に努め、平成 15 年 8 月より供用を開始しています。平成 27 年度末時点で、小型合併浄化槽 9 基、計画区域 1ha の整備が完了しています。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金（世帯割）</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">加算料金（1人あたり）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">施設使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,300円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">440円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料	2,300円		440円								
基本料金（世帯割）	+	加算料金（1人あたり）	=	施設使用料															
2,300円		440円																	
<p>一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方</p>	<p>本町の一般家庭以外の使用料は、従量制（7 m<sup>3</sup>基本水量あり）の累進使用料です。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">超過料金</td> <td>超過水量 23m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 43m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 130円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 73m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 140円</td> </tr> <tr> <td>超過水量 74m<sup>3</sup>以上</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料	金額	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円	超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円
区分	使用料	金額																	
基本料金	7m <sup>3</sup> まで	2,300円																	
超過料金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 120円																	
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 130円																	
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 140円																	
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 170円																	
	<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<p>減額又は免除する使用料の額（電気使用量として）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設の規模</th> <th>従来型(BOD20)槽</th> <th>高度処理型槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>900円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>10人槽以上</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の規模	従来型(BOD20)槽	高度処理型槽	5人槽	600円	900円	7人槽	900円	1,500円	10人槽以上	1,500円	2,100円			
施設の規模	従来型(BOD20)槽	高度処理型槽																	
5人槽	600円	900円																	
7人槽	900円	1,500円																	
10人槽以上	1,500円	2,100円																	
<p>条例上の使用料 (世帯人数3人で算出)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,020円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,020円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2,860円</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度	3,020円	平成26年度	3,020円	平成25年度	2,860円										
平成27年度	3,020円																		
平成26年度	3,020円																		
平成25年度	2,860円																		
<p>実質的な使用料 (20 m<sup>3</sup>あたり)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,780円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,726円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度	3,780円	平成26年度	3,726円	平成25年度	4,000円										
平成27年度	3,780円																		
平成26年度	3,726円																		
平成25年度	4,000円																		

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

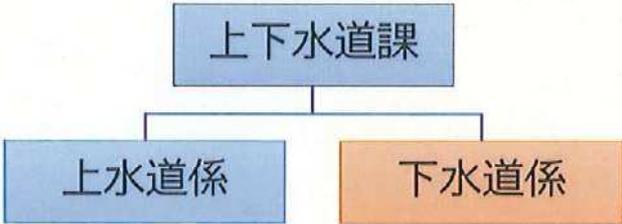
下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の一般家庭用使用料は、基本料金（世帯割）と世帯人数による加算料金の合計となり、一般家庭以外の使用料は従量制（7 m<sup>3</sup>基本使用水量あり）の累進使用料を採用しています。

### 〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、下水道事業の実体として、平成 26 年度公営企業決算に基づく下水道事業の経営状況をみると、使用料単価を汚水処理原価で除した経費回収率は 22.8%と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

### ③ 組織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、上下水道課下水道系の職員 2 名が公共下水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]; A --&gt; C[下水道係];</pre>

## (2) 民間活力の活用

### ① 民間活用の状況

#### ■ 民間委託

施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。

#### ■ 指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

### ② 資産活用の状況

#### ■ エネルギー利用

合併浄化槽（45 人槽）での排水処理のため、下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

#### ■ 土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用は不可能であると判断しており、現在行っていません。

### (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 27 年度に策定・公表した、平成 26 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

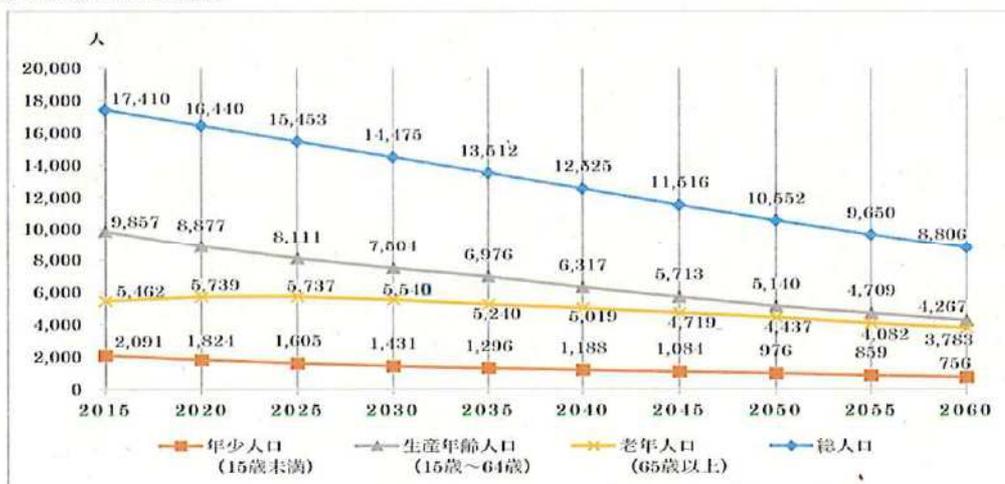
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

#### ①人口減少

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2060 年(平成 72 年)の総人口は約 8,700 万人にまで減少するとされています。

本町の人口は 1985 年(昭和 60 年)の 21,560 人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2016 年(平成 28 年)12 月 1 日時点の本町の人口は 17,689 人となっており、今後も減少率は 7%前後で推移するものと予想され、2060 年(平成 72 年)には 8,806 人にまで減少するとされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

#### 八頭町の将来人口推移



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)

## ②下水道ストック（保有資産）の現状

個別排水処理事業による合併浄化槽の総整備基数は 9 基となっています。各戸の終末処理施設である合併浄化槽は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで、不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成 15 年度ですので、平成 28 年度末で整備から 13 年経過しています。比較的新しい施設ですが、近い将来には機器の故障や劣化による改修が見込まれます。

## ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画（個別排水処理事業）を示します。

---

## 第 2 章 経営の基本方針

---

### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という 3 つがあります。これら 3 つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

---

---

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

---

---

### (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

#### (2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

##### ①収支計画のうち投資計画について

###### ■投資の目標に関する事項

『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』  
直近10年間での投資・改築計画は予定していません。

###### ■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

###### ■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFIの検討はしていません。

###### ■防災・安全対策に関する事項

八頭町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）について、随時改訂していきます。

##### ②収支計画のうち財源について

###### ■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

###### ■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

個別排水処理事業の整備は完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては消費増税に伴う改定を含み、4～5年おきに使用料の改定を検討していきます。

### ③収支計画のうち投資以外の経費について

#### ■修繕費に関する事項

過去5年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■薬品費に関する事項

過去4年間の薬品費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■委託費に関する事項

過去5年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■その他

平成31年10月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しました。

### (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①今後の投資についての考え方・検討状況

##### ■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。

##### ■投資の平準化に関する事項

合併浄化槽の改築・更新が必要となります。適切な維持管理を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新を行います。

#### ②今後の財源についての考え方・検討状況

##### ■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、定期的な料金改定を検討する必要があります。

#### ③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFIなど）

包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

■修繕費に関する事項

定期的な点検を行い、適切な修繕を実施します。長期的な視点でコスト削減に励むと共に、財源の確保に努めます。

■委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

■その他の取組

収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

### ■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

#### ◇資産評価（～平成30年度）

個別排水処理事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

#### ◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

#### ◇料金体系の見直し（検討）（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを検討する予定とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し（検討）					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。

# 経営比較分析表

鳥取県 八頭町	業種名	事業名	類似団体区分	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	業種名	個別排水処理	L3	18,197	206.71	88.03
	是非適用	下水道事業		処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	資金不足比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	10	0.01	1,000.00
		0.06	3,620			

グラフ凡例  
 ■ 当該団体値 (当該値)  
 - 類似団体平均値 (平均値)  
 □ 平成26年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

人口密度も少なく料金収入は低額とはいえない。維持管理費も事業費の小ささを考慮すれば低額とはいえず、この点から収益性の観点から収益性は高い状態となっている。事業費が収入に占める割合は、平成26年度は約10%と、全国的に見ると低い水準にあり、今後、事業費削減の観点から収益性を向上させるための取り組みが必要である。人口は減少の進行に伴って料金収入は減少すると考えられるため、取次比率は減少していく可能性が高いと考えられる。

企業価値高対事業費取次比率は、類似団体の取次率により減少傾向にあり、類似団体と比較して19年度は3.00ポイント以上少なくなり、事業費削減の観点から収益性は高い状態にあり、今後、事業費削減の観点から収益性を向上させるための取り組みが必要である。事業費削減の観点から収益性を向上させるための取り組みが必要である。事業費削減の観点から収益性を向上させるための取り組みが必要である。

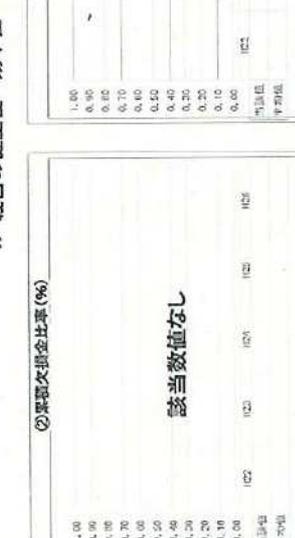
### 2. 老朽化の状況について

・処理施設としては小規模なものであり、当面は修繕的な修繕で対応可能であるが、計画的な維持管理を行い、設備の老朽化を遅らせなければならない。

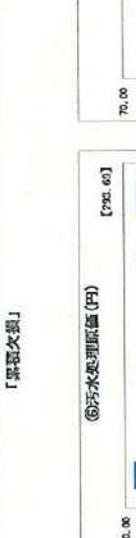
### 全体総括

事業の経営状況からみて大規模な維持管理費の抑制は難しいと考えられるが、人口減少による料金収入の減少は避けられない状態にあるため、他の下水道事業と併せて料金見直しを検討を行う必要がある。今後、施設更新に伴う多額の費用発生を想定し、計画的な施設修繕等を行い、経営の健全性を確保しなければならない。

### 1. 経営の健全性・効率性



### 「単年度の取次」



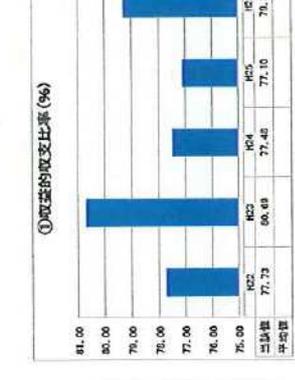
### 「事業欠損」



### 「支払能力」



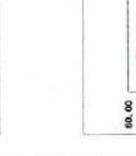
### 2. 老朽化の状況



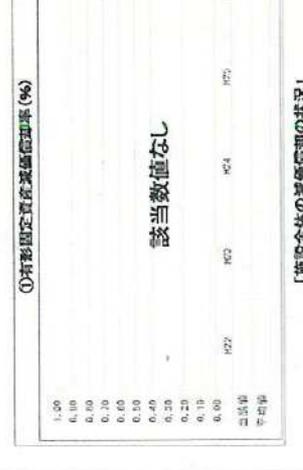
### 「資金水準の適切性」



### 「施設の効率的性」



### 2. 老朽化の状況



※ 適用企業と類似団体区分が同じため、収益的取次比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成22年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業費を基に算出していますが、企業価値高対事業費取次比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業費を基に類似団体平均値を算出しています。



# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	79	81	77	77	76	76	75	75	74	74	74	74	73
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	204	207	204	204	233	233	233	233	233	233	233	233	233
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	204	207	204	204	233	233	233	233	233	233	233	233	233
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債借入金残高	(X)	5,315	5,085	4,610	4,850	4,610	4,365	4,115	3,859	3,598	3,331	3,059	2,781	2,497

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		661	793	620	586	581	575	570	565	559	554	548	542
うち基準内繰入金		582	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
うち基準外繰入金		79	573	400	366	361	355	350	345	339	334	328	322
資本的収支分		226	230	235	240	245	250	256	261	267	272	278	284
うち基準内繰入金		89	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
うち基準外繰入金		137	139	144	149	154	159	165	170	176	181	187	193
合計		887	1,023	855	826	826	825	826	826	826	826	826	826

(単位:千円)